

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 26 期川崎町農業委員会

令和 7 年 4 月総会議事録

期 日 令和7年4月10日(木)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 会議室(入札室)

令和 7 年 4 月 10 日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎 2 F 入札室にて招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後 13 時 30 分

2、出席委員(9 人)

1 番 田所 義信		3 番 藤川 航
4 番 西山 一郎	5 番 松江 英幸	
7 番 星野 宗広		9 番大内田 峰夫
10 番 原口 友博	11 番 山下 理江	12 番 原 健治
13 番 横田 裕子		

3、欠席委員(3 人)

2 番 中島 隆
6 番 宗吉 弘行
8 番 中村 明

農地利用最適化推進委員(1 人)

千住 幹雄

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 久保山 恵美子 主任主事 北代 剛

5、事務局長 開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 10 番 原口委員、 11 番 山下委員

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について(3 件)

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(1 件)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(1 件)

議案第 4 号 非農地証明願いについて (2 件)

議案第 5 号 農地中間管理機構を通じての利用権設定の要件等の確認について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出
(合意解約について 11 件)

そ の 他

事務局長		定刻になりましたので今から、令和7年4月の農業委員会を開催いたします。
議長		それでは田所会長、お願いします。 みなさん、こんにちは。 事務局の方が人事異動で代わられています。 令和7年度も、皆さんご協力のもと議事を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。 以上です。
事務局長		はい、ありがとうございました。 本日は、●●委員●●委員さんから、欠席の連絡がありました。 本日は農業委員13名中、現在10名の出席がありますので、定数に達していますので総会は成立いたします。 また、推進員さんは6名中5名の委員さんが出席されています。 これより議事を行いたいと思います。 議長は、会議規則第4条の規定により会長にお願いいたします。 それでは会長お願いします。
議長		はい。 それでは議事に入ります。 議事録署名人については、議長において決定したいと思います。ご異議ございませんか。
委員	議長	異議なし。 本日の議事録署名委員は10番、●●委員、11番●●委員、お願いします。 それでは議事に入ります。 議案第1号・番号1、農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
北代 主事		はい、議案に入ります前に、16ページをお願いします。 この議案第3号・番号2の農地法第5条の案件については、書類が間に合わなかった為、次回の委員会へ持ち越しとなりました。 それでは改めまして、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号1、申請人（譲受人）住所、田川市大字奈良●●番地。 氏名、●●●●●、年齢●●、家族構成人員●●、農主1、農従1。 耕作面積、自作地（●●にて）●●㎡。 農機具の状況は、トラクター・コンバイン・田植え機等一式。 譲渡し人、田川市大字奈良●●番。 氏名、●●●●●、年齢●●、家族構成人員●●、農主1、農従1。 耕作面積、（●●㎡、●●㎡）自作地合計●●㎡。 農機具の状況は、●●につきトラクター以下一式。 土地の所在、川崎町大字池尻字小倉畦●●番、地目・田、地積●

●㎡。

通作時間は徒歩 5 分。

申請理由は●●から●●への●●でございます。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の●●委員、補足説明をお願いします。

奥 委員

はい、申請者は●●の方で非常に意欲のある方と聞いています。事務局の説明のとおりです。●●から●●への●●で、現地は●●屋、●●の裏で●●の末端の田でございます。特に問題はありません。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい。

ただいま事務局説明及び地元委員の補足説明が終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 1 号、番号 1、農業第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はいありがとうございます、賛成多数ですので、議案第 1 号、番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり承認といたします。

続きまして議案第 1 号、番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 2、申請人（譲受人）住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成人員●●、農主 1、農従なし。

耕作面積、自作地●●㎡。

農機具の状況は、トラクター・コンバイン・田植え機等一式。

譲渡人、住所、●●●●市南区大野台●●番●●号、氏名、●●●、年齢●●、家族構成人員●●、農主、農従なし。

所有農地（自作地）●●㎡。

農機具はありません。

土地の所在、川崎町大字安真木●●番、地目・田、地積●●㎡。

同じく大字安真木●●番、地目・田、地積●●㎡。合計で●●㎡。

通作時間は車で●●分。

申請理由は、●●に在住の●●さんが以前から耕作している地元の●●さんへの●●です。

5 ページに位置図、6 ページに航空写真をつけています。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の●●委員、補足説明を

●● 委員

お願いします。

はい。ここは 40 年以上前からこのような状況で所有者は●●県在住ですが維持管理はきちんとしています。もうこちらには帰って来れないと言う事で●●さんに●●すると言う事です。後は事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局説明及び●●の補足説明が終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 1 号、番号 2、農業第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はいありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 1 号、番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり承認といたします。

北代 主事

続きまして議案第 1 号、番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

はい。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 3、申請人（譲受人）住所、●●●●●●番●●号、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成人員●●名、農主 1、農従 1。耕作面積なし。

農機具の状況は、刈払い機・噴霧器。

譲渡人、住所、●●番地●●県住●●号。氏名、●●●●、年齢●●、家族構成人員●●名、農主、農従なし。所有農地（自作地）●●㎡。

農機具はありません。

土地の所在、川崎町大字田原字●●番●●、地目・畑、地積●●㎡。

通作時間は車で●●。

申請理由は●●でございます。

8 ページに位置図、9 ページに航空写真をつけています。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の●●委員、補足説明をお願いします。

●● 委員

田のすぐ横に●●さんの家があるんですが家つき農地つきで今回買われるんですが福岡市から週に 2～3 日こちらに来て作業をされると言う事です。以上です。

議 長

ただいま事務局説明及び説明の補足説明が終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

●● 委員

●●から通うんですか。

北代 主事

●●さんがハーブを栽培したいという事で●●さんは飲食店を経

議長

営していてお店で使うハーブを出したいと聞いています。地目は田となっていますが現況は畑です。

他にないですか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 1 号、番号 3、農業第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はいありがとうございます賛成多数ですので、議案第 1 号、番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり承認といたします。

続きまして議案第 2 号、番号 1、農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 2 号、番号 1、農地法第 4 条の規定による許可申請について申請人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、安真木字中村●●番●●、登記地目、田、地積、1 ●●m²の内、転用面積●●m²、申請理由は●●、申請目的は●●です。11 ページに位置図、12 ページに航空写真をつけています。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました、地元委員の●●委員、補足説明をお願いします。

●● 委員

●●さんの農地に入る道が狭いという事で今回の申請となっています。以上です。

議長

ただいま事務局説明及び松江委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 2 号、番号 1、農業第 4 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はいありがとうございます賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 1、農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案のとおり承認といたします。

続きまして議案第 3 号、番号 1、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 3 号、番号 1、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、譲受人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●●●、譲渡人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、川崎字夫婦橋●●番●●、登記地目、田、地積、●●m²、同じく川崎字女夫婦橋●●番●●、登記地目、田、地積、●●m²、合計 2 筆の●●m²です。

申請理由は●●、申請目的は●●です。14 ページに位置図、15 ページには航空写真をつけています。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました地元委員の●●委員、補足説明をお願いします。

●● 委員 ●●の●●の圃場ですが転用しても周囲には何も影響がなく問題
議 長 はないと思います。以上です。
ただいま事務局説明及び金子委員の補足説明が終わりました。
質疑のある方は挙手をお願いします。

●● 委員 ●●●●とは何の会社ですか。
北代 主事 ●●地区の●●●●の会社でおもに●●を営んでいると聞いてい
ます。
議 長 他にございませんか。
無いようですので、お諮りいたします。
議案第 3 号、番号 1、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申
請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたしま
す。
はい、ありがとうございます賛成多数ですので、議案第 3 号、番
号 1、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、
原案のとおり承認といたします。
続きまして議案第 4 号、番号 1、非農地証明について事務局説明
お願いいたします。

北代 主事 はい。
議案第 4 号、非農地証明願について番号 1、申請者住所、添田町
大字●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字
鳴谷、地番●●番、地目、畑、現況地目、山林、地積、●●㎡、
同じく字鳴谷、地番●●番、地目、畑、現況地目、山林、地積、
●●㎡、合計 2 筆の計●●㎡です。申請理由は●●番は平成●●
年度より山林として課税されているが、●●番は現況が山林であ
り農地への復旧が困難である。20 ページに位置図、21 ページ
に航空写真、22 ページに現況写真をつけています。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の●●委員、補足説明を
お願いします。

●● 委員 ここも 40 年以上前から空き地となっていまして 12 年～13 年
前から高齢の方が草刈りなどの管理をしている姿を見かけていま
したが木々も大きくなりとても入ることは出来ません。もう畑と
して利用は出来ません。以上です。

議 長 ただいま事務局説明及び●●委員の補足説明が終わりました。
質疑のある方は挙手をお願いします。
ございませんか。
無いようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、非農地証明
願について番号 1 非農地証明願について承認することに賛成の
方は挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
賛成多数ですので議案第 4 号番号 1、非農地証明願については原
案どおり承認といたします。
続きまして議案第 4 号番号 2、非農地証明願について事務局説
明お願いいたします。

北代 主事 はい。

申請者住所、●●●●番 5 号、氏名、●●●●、代表社員、●●●●、土地の所在、川崎字日鞆迫●●番 2 から●●番地 12 まで合計 24 筆の●●㎡です。申請理由 20 年以上も前より宅地として課税され●●番 1～●●番 6 については平成 2 年より宅地。令和 2 年より雑種地に課税変更されています農地への復旧は困難である。

以上です。

議長

沢山の筆数もあり事務局説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いします。

●●委員

私が知っている限り昔から宅地や雑種地であり農地ではありませんでした。非農地証明願いを出して問題はないと思います。

議長

●●委員の補足説明が終わりました。他に質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、非農地証明願について番号 2 非農地証明願について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第 4 号番号 2、非農地証明願については原案どおり承認といたします。

続きまして議案第 5 号、農地中間管理機構を通じての利用権設定の要件等の確認について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 5 号、農地中間管理機構を通じての利用権設定の要件等の確認について沢山ありますので番号 1 を説明します。

番号 1、出し手氏名、●●●●、住所、川崎町大字安真木●●番地の 4、土地の所在、安真木字須川●●番、地目、田、地積、●●㎡、権利の種類、物納、設定期間、R7 年 5 月 20 日～R12 年 5 月 19 日まで 5 年間、受け手氏名、●●●●、住所、川崎町大字安真木●●番地です。全体で貸し手●●名、借り手●●名、

田、105, 229, ㎡、畑、2, 176, ㎡筆数、●●筆、合計、107, 405, ㎡、です。57 ページをご覧ください。

今までは農業委員会での利用権設定でしたが、R7 年度から農地中間管理機構が入っての 3 者による契約となっていますので、賃借権の設定等を受けようとする者の要件等の確認結果（兼農業委員会・市町村意見）受け手の氏名、●●●●さん以下(株)農創会 7 名の方は①法第 18 条第 5 項第 2 号に規定する要件等の確認。

賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全てを備えること。耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。賃借権の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者

である場合。この●●●●さん以下 6 名の方はこの要件を満たす
と言う事です。農林振興課より依頼があり今回からこのチェック
リストも含めて 2 枚提出しないといけないので皆様の同意をお
願います。

事務局長

昨年地域を回って座談会を開催しました。その中でその地域計画
を位置づけると言う事で皆さんにお願いをして地図にのせたところ
ででございます。それにのせてない農家さんもいらっしゃるん
ですが、昨年 1 回だけの更新ではなく毎年更新できますよと言う
事で話しています。本人が納得して貸付をやっていない地図にの
せたくないという人が非常に多かったです。今までに貸し付けを
行っていない方は書類を出していただいて地域計画にのせると言
う合意のもと貸し借りをさせていただくという説明をさせてもらっ
てます。また新たにのせていくと言われる方は地域ごとに座談会
を開くという事で説明させてもらってます。町も発信していま
す。ただ農地は個人の土地です。町が勝手にのせるわけにはいき
ません。お互いの同意のとれたものだけをのせている状況です。
県とも協議してお互いに同意のとれたものだけをのせていきまし
ょうと長い目でまとめていってくださいね。と言われていま
すので、なかなかですね 100%と言うのは難しいです。まだまだ
半数にも満たないですが今後の課題として取り組んでいこうと思
います。以上です。

議長

今、事務局の説明が終わりました。他に質疑のある方は挙手をお
願います。

ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。議案第 5 号、農地中間管
理機構を通じての利用権設定の要件等の確認について承認するこ
とに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第 5 号、農地中間管理機構を通じての利用
権設定の要件等の確認については原案どおり承認といたします。

続きまして、報告第 1 号、番号 1、農地法第 18 条第 6 項の規
定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたしま
す。

北代 主事

はい。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解
約）について、番号 1、賃貸人、住所、●●●●、氏名、●●●
●、賃借人、住所、●●●●、氏名、●●●●、土地の所在、大
字池尻字小倉畦、地番、●●番、地目、田、地積、●●㎡、同じ
く池尻小倉畦、●●番 1、

地目、田、地積、●●㎡、合計 2 筆、計●●㎡です。

契約期間、令和 4 年 11 月 20 日から令和 14 年 11 月 19 日ま
での 10 年間となっております。

権利の種類としましては、基盤強化促進法による利用権です。

解約理由は●●。以上です。

議長

続きまして、報告第1号、番号2～11、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について、番号2～11、賃借人は●●●●ですので一括報告したいと思います。

番号2、賃貸人、住所、川崎町安真木●●番地、氏名、●●●●●、

賃借人、住所、●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字五郎丸、地番、●●番●●、地目、田、地積、●●㎡、同じく安真木字五郎丸、地番●●番、地目、畑、地積、●●㎡、同じく安真木字五郎丸、地番●●番、地目、田、地積、●●㎡、合計3筆、計●●㎡です。

契約期間、平成30年5月20日から令和10年5月19日までの10年間となっています。

番号2～番号7までが●●筆、地積、●●㎡

番号8～11までが●●筆、地積●●㎡、全体で●●筆、

合計●●㎡です。解約理由は●●●●のためです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件は報告だけですので、お諮りすることはありません。

以上議案が終わりました。それではその他何かありませんか。

●● 委員

死亡所有の農地について今後のありかたについて。

議長

その他ありませんか。

久保山係長

活動報告書の提出、積立金等のお願い。

議長

他にないですか。

なし。

ないようですので以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。

次回の総会は3月10日13時30分から開催いたします。

時間の間違いのないようお願いいたします。

以上申しまして、川崎町農業委員会4月総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 14 時 32 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

5 番委員

7 番委員

議 長